

## 文化のまちづくり構想調査研究業務公募型プロポーザル実施要領

### 1. 公募型プロポーザルの趣旨

本実施要領は、武雄市文化会館エリアを中心とした市内全域における文化のまちづくり構想調査研究業務（以下「本業務」という）の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

本業務を受託しようとする事業者は、本要領に基づき必要な手続きを行うものとする。

### 2. 業務の概要

#### （１）業務名

文化のまちづくり構想調査研究業務

#### （２）業務内容

文化のまちづくり構想調査研究業務委託公募仕様書による。

#### （３）履行期間

契約締結日から令和３年１１月３０日まで

#### （４）契約上限金額

５，８００千円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 参加資格等

#### （１）参加資格要件（必須条件）

プロポーザル参加資格は、次の条件を全て満たすこととする。

- ① 令和３年度及び令和４年度入札参加資格審査申請書を武雄市に提出し、登録されていること。入札参加資格については、測量・建設コンサルタント等又は物品製造等のいずれかに登録されていること。
- ② 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当するものでないこと。
- ③ 武雄市暴力団排除条例第２条第１号から同条第４号までに規定するものでないこと（佐賀県暴力団排除条例第２条第２号から同条第４号までに該当するものでないこと。）
- ④ 佐賀県及び県内市町の委託業務に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 委託候補者として選定された場合、委託期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、提案書に記載した管理技術者その他の技術者を確実に配置できること。

#### （２）専門技術者

本業務に関する専門分野について、必要であれば配置すること。

### (3) 協力者（協力事務所）

本業務に関する専門分野について、協力者（協力事務所）を加えることができる。ただし、この協力者（協力事務所）となったものは、本業務が完了するまで責任を持って関わる意思と能力を持つものであること。また、契約締結後、提案書に記載した技術者を確実に本業務に従事させること。

## 4 参加資格の審査

(1) 本提案競技へ参加を表明しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

参加表明書【様式1】、誓約書【様式1-2】

(2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者、又は参加資格がないと認められないものは、提案競技に参加することができない。

## 5 提案の手続き等

(1) 事業者選定までのスケジュール

| 内 容                        | 期 間 等                            |
|----------------------------|----------------------------------|
| 実施要領等の交付                   | 令和3年4月22日（木）から<br>5月10日（月）午後5時まで |
| 質問書の受付                     | 令和3年5月11日（火）午後5時（必着）まで           |
| 質問書への回答                    | 令和3年5月13日（木）                     |
| 参加表明書の受付                   | 令和3年5月14日（金）午後5時（必着）まで           |
| 参加資格確認結果通知                 | 令和3年5月17日（月）頃                    |
| 提案書等の受付                    | 令和3年5月28日（金）午後5時（必着）まで           |
| 書類選考の結果の通知（注1）             | 令和3年6月1日（火）頃                     |
| 選定委員会開催日<br>（プレゼンテーション開催日） | 令和3年6月3日（木）                      |
| 選定結果の通知                    | 令和3年6月上旬                         |

（注1）参加者数が5を超える場合は、提案書の締め切り後、委託事業者選定に関する委員会を開催し、書類選考により選定委員会（プレゼンテーション）の対象者を絞り込むことがある。

① 実施要領等の交付

交付期間 : 令和 3 年 4 月 22 日 (木) ~5 月 10 日 (月) 午後 5 時まで  
ただし、執務時間外、及び土日・祝日等の休日は交付しない。

交付場所 : 武雄市文化課、武雄市ホームページよりダウンロード可

② 質問書の受付、回答

質問受付期間 : 令和 3 年 4 月 22 日 (木) ~5 月 11 日 (火)

提出書類 : 質問書【様式 2】

提出方法 : FAX 又は E メールで提出すること。ただし、提出する場合は、事務局に  
対し電話で着信の確認を行うこと。

回答最終日 : 令和 3 年 5 月 13 日 (木)

質問回答方法 : すべての質疑回答を参加表明者全員に通知

③ 参加表明書の受付

提出期限 : 令和 3 年 5 月 14 日 (金) 午後 5 時 (必着) まで

提出場所 : 武雄市文化課

提出方法 : 持参、郵送【様式 1】、【様式 1-2】  
担当者に受領したことを必ず確認すること。

提出部数 : 1 部

④ 参加資格確認結果の通知

令和 3 年 5 月 17 日頃に参加表明者全てに対し、書面によりその旨を通知する。

⑤ 提案書等の受付

提出期限 : 令和 3 年 5 月 28 日 (金) 午後 5 時 (必着) まで

提出書類 : 以下の書類を提出すること

ア 提案書【様式 3-1~5】

- ・ 提案書表紙【様式 3-1】
- ・ 業務実施体制【様式 3-2】
- ・ 予定技術者の経歴等【様式 3-3】
- ・ 業務の着眼点及び考え方【様式 3-4】 A 3 (横) テーマごとに 1 枚

提案を求めるテーマ

テーマ① 本業務における、広く市民参画を図るための創意工夫とその実施  
方法

テーマ② 文化によるまちの賑わいの創出を図るための、文化会館エリアの  
潜在力や可能性及び新たな視点

- ・業務の実施方針【様式３－５】　Ａ４（縦）１０枚以内

イ 事業所概要【任意様式、企業パンフレット等でも可】

複数の事業者がグループを構成して参加しようとする場合は、全事業者の事業所概要を添付すること。

提出場所　　：武雄市文化課

提出方法　　：持参、郵送　　担当者に受領したことを必ず確認すること。

提出部数　　：正本１部、副本１０部

⑥ 選定委員会開催日（プレゼンテーション開催日）

開催日　　：令和３年６月３日（木）

場所及び時刻等については、別途通知する。

⑦ 優先交渉権者等の決定

- ・プレゼンテーションにより審査し、最低基準点に達したものの中から優先交渉権及び交渉権者を１者ずつ選定する。

⑧ 選定結果の通知

審査結果については、提案書を提出した者すべてに文書で通知する。

⑨ 契約の締結

- ・選定した優先交渉権者（優先交渉権者が応募資格を満たさないと判断された場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、交渉権者）と交渉し、契約手続きを進めるものとする。

６ 選定委員会

（１） 選定を行う委員会は「文化のまちづくり構想調査研究受託者選定委員会」とする。

（２） 選定委員構成メンバーは、武雄市職員で構成する。

（３） 審査方法等

選定委員会会議は、非公開とする。ただし、優先交渉権者及び審査講評については、武雄市ホームページで公表する。

（４） 評価基準

- ・業務の着眼点及び考え方
- ・業務実施方針の妥当性及び現実性
- ・業務実施体制の構築

## 7 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ・提出書類に虚偽の記載をしたもの
- ・選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの

## 8 その他留意事項

- (1) 提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 全ての提案書は返却しない。
- (3) 本プロポーザルに係る情報開示請求があった場合は、武雄市情報公開条例に基づき提案書等を公開する場合がある。
- (4) 提出期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (5) 提案者が1者であっても本提案競技は実施し、審査の結果業務を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を優先交渉権者とする。
- (6) 優先交渉権者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定したものであり、地方自治法及び同法施行令に基づく契約手続きの完了までは、市との契約関係を生じるものではない。
- (7) 契約締結にあたっては、優先交渉権者と業務委託契約の仕様等について協議、調整を行い、委託契約を締結する。

## 9 問い合わせ先

武雄市教育委員会 こども教育部 文化課 新文化会館整備準備室

住 所 〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和12番地10

電話番号 0954-23-9181 FAX 番号 0954-23-7585

E-mail bunka@city.takeo.lg.jp